

平成23年度 大学の世界展開力強化事業 審査基準（案）

平成23年5月 日
 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

大学の世界展開力強化事業の審査において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

I. 審査部会における審査

審査部会は、書面審査、ヒアリング及び合議の審査により、採択候補を選定する。

1. 書面審査

(1) 書面審査の評点

書面審査は、大学の世界展開力強化事業審査要項（以下、「審査要項」という。）の「3. 審査に当たっての着眼点」の各要素に着目しつつ、下記「(3) 書面審査項目と審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の4段階の区分により判断することとする。

評点区分	評 価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	不十分である。

(2) 各評点の所見等

ア. 書面審査の所見は、審査部会における合議審査の際、極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

特に、下記「(3) 書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で「a」または「d」を付した場合は、どの点が優れているのか、または、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ. 書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「d」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

(3) 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、以下の審査項目①～⑦に沿って行い評点を付すこと。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を考慮して、審査を行うこと。

審査項目① 交流プログラムの枠組み

この項目においてのみ、「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」及び「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」について、それぞれ以下の個別の審査項目に従い評価すること。

【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

I) 日中韓のトライアングル交流事業

【構想調書 様式1を中心に評価】

交流プログラムが「日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン」に沿った、質の保証された先導的なものとなっており、将来グローバルに活躍できる人材の養成に資するものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

観点①日中韓大学間交流・連携推進会議が決定した「日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。

観点②将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるような質の高いものであるか。

観点③将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

II) 中国、韓国又はASEANとの交流事業

【構想調書 様式1を中心に評価】

交流プログラムが「ガイドライン」を考慮するなど、質の保証された先導的なものとなっており、将来グローバルに活躍できる人材の養成に資するものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

観点①「ガイドライン」を考慮して、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。

観点②将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるような質の高いものであるか。

観点③将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

B：米国大学等との協働教育の創成支援

【構想調書 様式1を中心に評価】

交流プログラムが新たな学びのスタイルに対応した質の高い協働教育を実施するものとなっており、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

観点①単位の相互認定や成績管理、学位授与を実施する質の高い協働教育プログラムとなっているか。

観点②大学の教育理念・目的、個性・特色を活かしつつ協働教育の意義や方向性を明確化した取組となっているか。

観点③将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるような先導的な新たな学びのスタイルによる協働教育プログラムとなっているか。

未定稿 (5/12現在案)

審査項目② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

【構想調書 様式2、様式10(2)を中心に評価】

交流プログラムが質の保証を伴った魅力的な取組となっているかについて、以下の観点から考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点①交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 観点②相手大学が公的な認可等(相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等)を受けている大学であるか。
- 観点③相手大学における単位制度(授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等)、学生の履修順序、単位の相互認定の手續、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 観点④相手国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供(日本の大学であれば、日本語教育や日本事情等に関する授業の実施等)に留意したものとなっているか。
- 観点⑤国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 観点⑥透明性、客観性の高い厳格な成績管理(コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど)、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。

審査項目③ 外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備

【構想調書 様式3を中心に評価】

交流プログラムを実施するにあたり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点①外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 観点②外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点③受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点④留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 観点⑤日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート(履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等)が推進されているか。
- 観点⑥単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手續、アカデミックカ

レンダラーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。

観点⑦大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。

観点⑧緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

観点⑨国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

審査項目④ 構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【構想調書 様式4を中心に評価】

構想を実施するにあたり、構想に相応しい体制の整備や強化が図られているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

観点①大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、構想の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。

観点②構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

観点③本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど構想をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など）が図られているか。

観点④招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

観点⑤質を保證する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。（特に、中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目に留意した情報発信を行うものとなっていることが望ましい。）

観点⑥取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

審査項目⑤ 達成目標

【構想調書 様式5を中心に評価】

構想を実施するにあたり、設定した達成目標が、プログラムの内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているかについて判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点①国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- 観点②本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- 観点③アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- 観点④質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 観点⑤本構想において受け入れる外国人学生数の推進に関する目標が設定されているか。
- 観点⑥本構想において海外に留学する日本人学生数の推進に関する目標が設定されているか。
- 観点⑦外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入れのみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。
- 観点⑧本構想において海外に留学する日本人学生数のうち一定の外国語力スタンダード・をクリアした学生数の推進に関する目標が設定されているか。
- 観点⑨本プログラムに参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。

審査項目⑥ 大学の世界展開に向けた取組の実績

【構想調書 様式6、様式7（1）、様式11（4）を中心に評価】

これまでの大学の国際化への取組が本事業を実施するに相応しいものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点①英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 観点②海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組の形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 観点③国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。
- 観点④英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 観点⑤厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。
- 観点⑥交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

審査項目⑦ 構想の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性

【構想調書 様式7（2）、様式8、様式9、様式10（3）を中心に評価】

本構想における取組が十分な計画のもと、合理的な資金計画に基づいたものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点①交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備（大学ごとの役割・実施体制の明確化など）が十分なされているか。

観点②資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

未定稿 (5/12現在案)

(4) 合議審査

合議審査は、書面審査の結果について審議を尽くした上で、地域配置、国公私、学部・大学院のバランスを踏まえ総合評価を下記<表1>により行い、ヒアリングを実施すべき構想を選定する。

<表1>

区分	評 価
○	ヒアリングを実施する。
×	ヒアリングを実施しない。

2. ヒアリング審査

(1) ヒアリング審査の評点

ヒアリング審査は、大学の世界展開力強化事業ヒアリング実施要領に基づき審査部会において実施することとする。なお、その際、書面審査の結果を参考に、下記<表2>の4段階の評点を付す。

<表2>

評 点 区 分	評 価
a (5点)	非常に優れている。
b (3点)	優れている。
c (1点)	妥当である。
d (0点)	不十分である。

(2) ヒアリング結果に基づく合議審査

審査部会は、全ヒアリング終了後、合議により優先順位を付した採択候補を選定する。

II. 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における審査

審査部会における審査結果について、以下の事項を決定する。

【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

I) 日中韓のトライアングル交流事業

審査部会の審査結果を踏まえ、優先順位を付した採択候補を決定する。

II) 中国、韓国又はASEANとの交流事業

審査部会の審査結果を踏まえ、下記<表4>により採択すべき事業を決定する。

【タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援】

審査部会の審査結果を踏まえ、下記<表4>により採択すべき事業を決定する。

<表4>

区分	評 価
○	採択する。
×	採択しない。

書面審査の評点の取扱い等について

平成23年度大学の世界展開力強化事業審査基準等に基づく、書面審査における評点の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」、「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」ともに同様の取扱いとする。

【評点の基本的考え方】

- 1. (3)「書面審査項目と審査の観点」における審査項目①～⑦のそれぞれの項目ごとに a と b の合計数が審査を担当する件数の20%以内とする。
- 各項目については、下記の各項目の重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評点に重み付けをし、4段階評価の評点区分 (a、b、c、d) を以下により換算する。

評点区分	評価	評点
a	非常に優れている。	5点
b	優れている。	3点
c	妥当である。	1点
d	不十分である。	0点

【85点満点】

審査項目	係数	a	b	c	d
① 交流プログラムの枠組み	3.0	15	9	3	0
② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成	3.0	15	9	3	0
③ 外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備	2.0	10	6	2	0
④ 構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	2.0	10	6	2	0
⑤ 達成目標	3.0	15	9	3	0
⑥ 大学の世界展開に向けた取組の実績	3.0	15	9	3	0
⑦ 構想実現に向けた準備状況、資金計画の合理性	1.0	5	3	1	0